

平成 30年 9月 25日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

人間ドッグ等の健康診断費用 —会社の「福利厚生費」になる要件とは—

会社においての役員や従業員の健康管理の目的で、年に1、2回の定期健診(検診等)を実施しているところが一般的となっています。

健診等において、役員や特定の人だけを対象とした検診に掛かった費用を負担するような場合には課税の問題が生じて来ますが、役員又は使用人の健康管理の必要性から、雇用主に対し、一般的に実施されている人間ドッグ程度の健康診断の実施が義務付けられているところです、一定の年齢以上の希望者は全て検診を受けることができ、かつ、検診を受けた者の全てを対象としてその費用を負担する場合には、通常は給与課税を受けることは有りません。

基本的には次の要件を満たせば、会社が人間ドッグや健康診断に掛かった費用は、「福利厚生費」で費用処理ができますので参考にして下さい。

- ① 役員や特定の地位にある者だけを検診対象としない、全社員を対象にすること。
ただし、検診対象者を一定の年齢以上(例えば、社内規定等で年齢35歳以上の希望者の全てについて実施するなど)の従業員などに限定して実施することはできません。
- ② 検診料や検診内容が健康管理の必要性から、一般的に行われている範囲内であること。
検診費用が高額でないこと。
- ③ 検診料の支払いは、会社から医療機関に直接行われること。
ときどき見受けますが、支払う先は同じだからと、従業員が先に現金で医療機関に支払い、あとから会社が従業員にその負担額を支払うのはダメです。
- ◎ 役員を対象とした高額な「人間ドッグ」の検診費用は、役員に対する給与課税にされ、一方の会社側では不定期な役員賞与として、損金に算入されず、所得税と法人税の二重課税を受けることとなりますので注意が必要です。
- ◎ 親族経営の役員だけの会社の場合、実態は個人的な経費を会社の費用としているにすぎないと判断され、役員への不定期給与(賞与)として課税される考えが強いので、検診に係る費用や検診内容は一般的に行われている範囲で実施することがポイントとなります。

※ 会社や従業員にとって、健康管理を進めていく上での「社内規定等」の作成は重要かと思います。
「協会けんぽ」などが実施する定期健診の活用も費用負担が少ないので良い方法かと思います。